

第 149 話<賠償責任>の要約と参考資料

第 149 話<賠償責任>の要約

土呂久公害の賠償責任はどこにあるのかという難問を棚上げして、「現在の鉱業権者」住友鉱を補償の席に座らせたのは黒木博知事でした。早期決着をはかった知事あっせんは思惑通りには進まず、15年に及ぶ裁判に。土呂久公害の歴史的根深さを読み間違えたのです。

第 149 話<賠償責任>の参考資料

149-1 住友金属鉱山会社の土呂久鉱山とのかかわり

土呂久一陣訴訟判決書（1984年3月28日）P163より

第3編 請求の原因に対する反論（被告住友金属鉱山の主張）

第2章 加害行為に関する反論

第1節 土呂久鉱山の歴史、特に亜硫酸製造の状況について

第1 土呂久鉱山（本件鉱山）の沿革と周辺地域の盛衰

4 昭和（戦後）における本件鉱山と周辺地域

昭和25年に、中島産業株式会社は、帝国鉱業開発株式会社から、本件鉱山をはじめとした数鉱山の鉱業権を取得し、操業（銅・鉛・亜鉛・砒鉱の採掘・売鉱）を開始した。（略）有機薬品による農薬用途への圧迫および輸出不振により、亜硫酸の売行きが減退したため、砒鉱の売鉱が行詰るとともに、産出する銅鉱も砒素を含有するため早晩売鉱不能となることを恐れ、これら鉱石を自山焙焼することにより亜硫酸を回収するとともに、需要が増大する見込みの銅の供給態勢を固めることとした。しかしながら、本件鉱山は、昭和32年4月と翌33年7月、湧水により主要坑道が水没したため、操業中止を余儀なくされるという予期せざる事態を生じた。中島鉱山株式会社は昭和33年10月以降、採鉱を主として再建に努めたが、経済採算にのる鉱床は発見し得ず、当時の産業構造の変革という悪条件も重なり、昭和37年10月を以って本件鉱山を閉山したのである。

5 被告会社と中島鉱山株式会社とのかかわり

中島産業株式会社は（略）昭和26年、中島鉱山株式会社と商号を変更した。（略）被告会社は、銅・鉛・亜鉛の鉱石確保のため中島鉱山株式会社の経営再開後、同社から前渡金交付の方法を以て、銅鉱・鉛鉱・亜鉛鉱を購入したものである。しかるところ、中島鉱山株式会社は、主力鉱山の一つとして経営する本件鉱山が前記の如く操業停止の止むなきにいたり、同社の経営は危殆に瀕したのである。このため（略）債権管理の一手段として昭和33年10月、被告会社の子会社であった大口鉱業株式会社（昭和33年11月鯛生鉱業株式会社を吸収合併し、商号を鯛生鉱業株式会社に変更）

の代表者を中島鉱山株式会社の代表者に就任させたのである。(略)しかし、中島鉱山株式会社は、ついに経営を立て直すことが出来ず本件鉱山の閉山の後、次いで他の鉱山も閉山のやむなきに至り、昭和41年12月解散を決議し、同42年3月17日清算を結了した。この間、被告会社は中島鉱山株式会社に有していた債権合計1億2500万余円に代え、同社が土呂久地区およびその近隣に有していた鉱業権を同社所有の土地とともに取得したのである。鉱業権取得後、被告会社は本件鉱山とのかかわりを持つこととなったのであるが、土呂久地区において何らの鉱業を実施することもないうまま、昭和48年6月鉱業権を放棄した。

149-2 損害賠償の難しさを取り上げた新聞記事

「けわし訴訟への道 / 転々変った鉱業主 / どう扱うか過去の死者」(1972年1月22日朝日新聞)

宮崎県西臼杵郡高千穂町の「土呂久鉱害」は、宮崎県医師会が土呂久地区住民の一部と亜ヒ酸との因果関係を認める趣旨の報告を出し、同県教組の調査で複合汚染の疑いもわかるなど、損害賠償の責任問題がクローズアップされてきた。訴訟費用について、地区住民から法律扶助の申請を受けた宮崎地方法務局が審理を進めており、勝訴の見込みがつけば扶助する。しかし、損害賠償義務のある鉱業権者は転々とかわっている。現在、鉱業権を持つ住友金属鉱山株式会社(本社東京、河上健次郎社長)が訴訟の相手方になりそうだが、同社が鉱業権を取得したのは、亜ヒ酸製造が終って5年もたってから。果して、すべてが同社の責任になるのかどうか、時効にかからないのか、過去の死者の扱いなど、難問が山積しており、通産省は「非常に複雑なので、訴えるとなれば、前例のない訴訟になるろう」といっている。

▼訴えの相手は……

宮崎地方法務局は訴訟について「損害発生以降の鉱業権者にも、賠償の連帯責任がある」などと決めた鉱業法109条に基づくことになろう、という。イタイイタイ病訴訟のケースから、因果関係の立証は医師会の報告で可能、とみるからだ。しかし、この条文は昭和14年に織込まれたもので、福岡通産局は「それ以前の鉱害はおそらく、訴訟の対象にならないだろう」と見る。地区民らの話では、土呂久鉱害がひどかったのは①明治末期—大正中期②大正末—昭和の初期③15、16年—終戦直前④29年—37年、とされているが、福岡通産局の見方からすれば、昭和14年以前の鉱害は切捨てられかねない。

鉱業権者の推移を証明する「鉱業原簿」は福岡通産局が戦災で焼失、戦前の記録は全く残っていない。しかし「九州の金属鉱業」(昭和34年、福岡通産局などが発行)、土呂久地区民の親善組織「和合会」の議事録、地区民の証言や住友金属鉱山などの話を総括すると、該当年代以降の鉱業権の推移は、次のようになるとみられる。

昭和10年ごろ、中島飛行機株式会社の社長で、商工大臣もした故中島知久平氏の実弟、

中島門吉氏（一昨年、77歳で死去）が鉱業権を手に入れ、岩戸鉱山株式会社をつくって、本格的な亜ヒ酸製造を再開。昭和19年、国策会社である帝国鉱業株式会社を買収、終戦。

昭和25年ごろ、岩戸鉱山時代に経理課長をしたこともある鈴木仙氏（東京在住）が社長となって中島鉱山を設立、鉱業権を手に入れた。このとき、住友金属鉱山が融資をはじめた。中島鉱山は亜ヒ酸製造に手をつけたが、昭和33年、坑内出水で採掘現場が水没、実質上の経営権は住友金属鉱山へ移った。同社は系列会社の鯛生鉱業（本社、福岡市）の専務・及川浩氏（42年ごろ死去）を代表取締役として派遣。中島鉱山は残鉱の整理がおもな仕事となり、有望な鉱脈もみつからないまま37年に休山。42年、中島鉱山は解散し、約2億円の融資の肩代りとして住友金属鉱山が鉱業権をにぎった。

こうした経過から、岩戸鉱山と帝国鉱業開発、中島鉱山が賠償の責任を負うことになるが、3社ともすでに解散しており、福岡通産局は、一般論として鉱業権をもっている住友金属鉱山以外に訴訟の相手方はない、とみている。

しかしまだ亜ヒ酸をつくっていない住友金属鉱山が、損害賠償を全面的に負わなければならないのかどうか。鉱業権が譲渡されたあとに鉱害が発生した場合は、譲られたものが損害賠償義務を負わなければならないが、こんど場合は過去の発病経過をみても、あくまで「連帯責任」となる。しかも住友にとって、その連帯の相手方が3社ともいなくなっているという特異なケース。

▼カルテは焼却

（略）

▼住友側は困惑

一方、賠償責任を一手に引受けねばならない立場に追込まれようとしている住友金属鉱山側は、困惑しきっている。最近になって、あわてて実態調査や法律の検討を始めているが、「昔のことまで責任を取らねばならないのか。鉱山の再開見込みもないうえに、まして加害者でもないのに……。気持の上で納得できない」という。

また戦前の亜ヒ酸中毒について、国策会社である帝国鉱業開発が強制買収した以上、場合によっては国にも責任が及ぶのではないかとしているが、「あくまで、いまは検討中」と、土呂久地区住民や宮崎地方法務局の出方を見守っている。

149-3 黒木博宮崎県知事の姿勢

1972年2月19日に土呂久鉱山跡を訪ねたとき

ドキュメント映画「咽び唄のさと・土呂久」（エラン・ヴィタル製作、1976年5月）の初めで、土呂久鉱山跡地で取り囲む住民に話した言葉）

「私は健康問題が大事だと思いますから、県民全体の皆さんですが、どこに責任があるとかないとか、そんなことは抜きにして、さっそくそれは取り組まんといかんよ、と」同映画の冒頭では、佐藤鶴江さんが知事の言葉を次のように受けとめた、と話している。

「2月19日に知事がこちらに来られたときですね。『誰が悪いの、彼が悪いのじゃなくして、こりゃ悪かった、これから私が、人間黒木である』と、知事さんが言われたものですから、うれしさのあまり、よかったなあ、生きていてよかったと思うくらい嬉しかったです。そして、ここで車を回されて帰るときも、一言。『鶴江さん、心配しないでいいですよ』と言われるものですから、そして明るくなる日から熊大に行って検査を受けましたものですから、このようにひどい検査と思わずに、来なければよかった、と。

1972年7月31日に発表された「知事談話」より

健康被害者の救済は、健康被害者と現在の鉱業権者との間の話し合いにより円満に、早期に解決されることが望ましいと考えられるので、知事として、双方の意向を確認のうえ人間尊重の立場から、そのあっせんに当たりたいと考えています。

149-4 知事あっせんを受け入れた住友金属鉱山の考え

「救済に全力 河上社長」（1972年8月10日宮崎日日新聞）

土呂久鉱山の鉱業権者である住友金属の河上健次郎社長は9日、黒木知事と会ったあと県庁で記者会見し、「社としては同鉱山で一度も操業しなかったが、社会通念として（鉱業権者としての）損害賠償の義務がある」と述べ、企業としての責任を全面的に認めた。また、同社長は今後、鉱業権問題をめぐる法的な議論はいっさい避けると言明、あくまで話し合いによる円満解決をめざして被害者救済に全力を挙げるという企業としての姿勢を明らかにした。記者会見の要旨は次の通り。

- 一、土呂久公害には知事のあっせんを受け入れて健康被害者の救済措置をとることにした。わが社は公害を発生させた旧中島鉱業から鉱業権を移譲したが、これは借金の担保として取ったにすぎず鉱山では一度も操業していない。しかし、鉱業権者としての責任を認めないわけにはいかない。したがって、企業の責任を明らかにしながら誠心誠意、（救済に）対応する。
- 一、鉱業権をめぐる問題があったとしても法的な議論をする考えはない。これでは早急な問題解決にならないからだ。だから、鉱業権に基づくと（土呂久鉱山の）元従業員は救済の対象にならないというようなケースも出てくるが、こんなこと（法的なこと）にはこだわらずフェアに措置したい。
- 一、救済の対象者については今後、県と県当局と協議したうえで決めたい。この場合、社としては知事にいっさいを任せる考えだ。